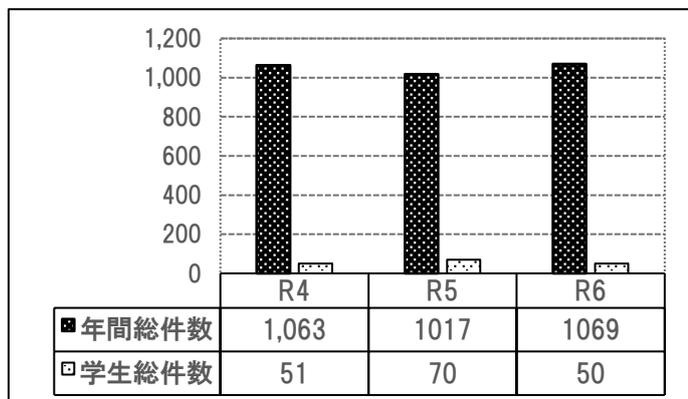




クっかいな

消費者トラブル注意報

【図1】 草津市相談件数



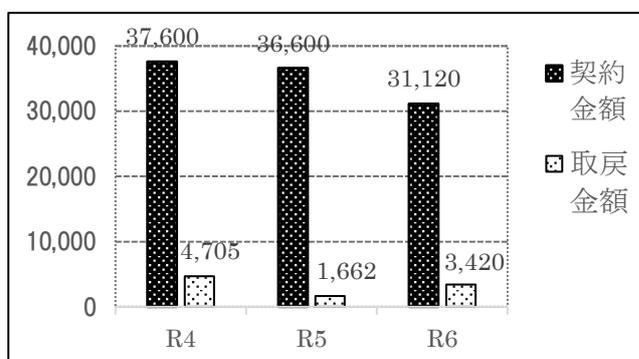
消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。学生のトラブル件数はR6年度はR5年度に比して、20件ほど減りましたが、学生の契約金額は

ほぼ同額で 1,260万円と高額な被害額で推移しています。成年になって結んだ契約は学生であっても「未成年者取消権」(民法5条)が使えません。契約成立後は簡単に契約を取り消せないため注意が必要です。最近ではほとんどがネットを介しての取引で、若者はSNSのDMから「起業や投資セミナー」「ネットワークビジネス」「副業」に勧誘され、「すぐに元が取れる」と消費者金融に借金をさせられたという相談が相次いでいます。「脱毛エステ」のトラブルは男女問わず増加傾向にあります。また、中高年は「定期購入トラブル」「ネットビジネスの勧誘」「ロマンス詐欺」「サブスク契約への誘導」「中古車の購入トラブル」等が目立ちます。

契約をする前には必ず「契約する相手先」が本当に実在する事業者なのかを確認しましょう。契約はしたが解約先がわからないという相談が増えています。【図2】 契約金額と取戻し金額

【図2】は、令和6年度にセンターが「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センター介入で取り戻し金額は 約3,420万円となりました。R6年度の契約総額が 約3億1,120万円でしたので、契約金額全体の 約1割をセンターが支援し取り戻せました。最近ではネット上で顔の見えない取引が主なので被害額の取戻は困難です。契約は、相手の実態を調べた上で結ぶようにしましょう。



小学校5年生
授業風景



R6年度は市内小学校で消費者教育の場を得ました。参加型のワークショップで「前払式決済」「即時決済」「後払式決済」で買物体験では、スマホへお金をチャージして電子マネーでの買い物の仕方や、現金やクレジットカードでの支払方法の違いも学びました。グループ毎に夕食の食材選びにも取り組みました。又ネットゲームで高額課金の被害にあわないためには家族でしっかりルールを決める事が大切だと学びました。